

# 古琉球期の仮名碑文に関する一考察

矢野 美沙子

はじめに

古琉球<sup>①</sup>とは、琉球王国が成立してから、薩摩の島津氏による侵入を受ける一六〇九年までの期間をさす。伊波普猷氏の著作『古琉球』に由来する言葉であるが、研究用語として一般的に用いられている。一六〇九年から、明治政府による琉球処分が完了するまで（一八七九年）の期間は、近世琉球と定義される。

古琉球期における国内資料として確認できるのは、国王からの辞令を記した辞令書、琉球各地から収集されたおもろ（奄美・沖縄諸島に伝わる古歌謡）を記録した『おもろさうし』（一五三二～一六二三年編纂）、鐘銘や碑文をはじめ

めとする金石文の三つである。これらの古琉球期資料では、仮名文字が多用される。言語学的な側面から、琉球における文字の使用について分析した研究としては、東恩納千鶴子氏・外間守善氏などによる成果が代表的である<sup>②</sup>。

古琉球期の文字資料の中で最も研究が進んでいるのは、文学・言語学などの側面から幅広い分析がなされてきた、おもろであろう<sup>③</sup>。しかし、「おもろ語」の総語彙数約六千語のうち五パーセントは未詳語のままであり、現在も完全な解説には至っていない<sup>④</sup>。古語や方言、特有の言葉が混ざり、読解が困難なのは古琉球期仮名文字資料全体の特徴である。

歴史的な研究の材料として活用されてきたのは、主に辞令書と金石文である。中でも、辞令書を用いて古琉球の

政治・社会構造に迫った高良倉吉氏の研究は、古琉球研究の大きなメルクマールとなっている。高良氏は「王国において公用の文章表現として平仮名が多用され定着していた状況を疑問の余地なく確認できる」と述べた上で、その理由を「平仮名表記のほうが漢文表記に比べて首里語の音表記、首里語混りの文体を表現するのに好都合だった」ためと指摘する。この点については安良城盛昭氏も、ウチナーグチは中国語よりはるかに日本語に近い<sup>(8)</sup>ため、日本文字を使用した方がより正確に表現できると述べている。明や朝鮮や日本、東南アジア諸国など、漢文を公用に用いるのが一般的であった当時の東アジア社会において、琉球が仮名を用いたのは大きな特徴である。琉球は、諸外国とやり取りする外交文書においては漢文を使用しており、漢文を作成・運用する能力を有していたのは確かだからである。本稿では金石文、中でも仮名碑文を主な題材として、古琉球における仮名文字使用の意味を考えてゆきたい。

琉球における碑文に関しては、塚田清策氏によって収集や読解などの包括的な研究が行われている。村井章介氏は、碑文化の盛行は中国文化の直接的影響である一方で、平仮名主体で作成されるものが多いことについて、「辞令書やおもくともども、ヤマト文化の系列に連なる側面をもつ」と指摘し、古琉球の碑は「すぐれて境界的な存在」と

位置づける<sup>(10)</sup>。しかし、古琉球碑文の内容全体を検討した先行研究の蓄積は少ない。碑文の内容は、役人の職制や祝女による祭事など、様々なテーマを論じる際に活用されており、代表的な研究としては、高良倉吉氏によるヒキ論などが挙げられる<sup>(11)</sup>。そうした研究においては、碑文の一部が引用され、分析される。碑文全体を取り上げ、逐語的に解釈を施し、記された内容を総体として分析する研究は、近年行われてこなかった。

碑文の内容は多様であるが、多くは国王の功績を顕彰したり、建造物の完成を記念したりするものである。国王の指示で事業が実施されたこと、役人や民衆達が労働したこと、宗教者である祝女たちが国王の長久や国の安全を祈願したことなどが述べられる。国王である中山王と、政治的側面から国家の運営に携わる役人、宗教的側面から国家を守護する祝女という、古琉球社会を構成する三つの大きな要素が同一の資料の中に記されている。この特性は重視されるべきであり、碑文内容を詳細に分析した研究が必要であると考える。

本稿第一章では、仮名文と漢文の両方を用いて作成された碑文について検討し、それぞれの文字で記される内容を比較する。第二章では、仮名碑文を分析し、仮名を用いて記される内容の特徴を明らかにする。最後に第三章で、古

琉球期琉球王国において仮名文字が表象する世界に迫ることを目指す。冒頭で述べたとおり、古琉球期琉球王国は独立し、政治・外交を行っていた。しかし、一六世紀後半以降、日本国内の統一政権や島津氏が、より直接的に琉球に干渉するようになる。明確な支配・被支配関係には至らないものの、時代を追うに従って、古琉球社会にも日本からの影響が強まっていったことは否めない。本稿では、琉球王国独自の社会構造の分析を試みるため、可能な限り古い用例を用いて検討を行っていく。

## 第一章 仮名碑文と漢碑文

### 第一節 漢碑文の検討

【表1】は、古琉球期に作成された主要な碑文の一覧である。現在確認できる碑文は二五点であり、その内一三点が漢文、五点が仮名文のみで、残りの七点が漢文・仮名文の両方を用いて作成されている。ただし、②「小祿墓石棺銘」は石棺に人名・年月日のみが彫られたもので、情報量が極めて少なく、今回は検討の対象としない。また、⑫「園比屋御嶽の額」・⑬「国王頌德碑」・⑮「広徳寺浦添親方塚碑」は、冒頭の一文に仮名を用いて碑文の趣旨を説明し、二文目以降に漢文で具体的な内容を記す形式のもので

あり、仮名文としての長さは短い。そのため、まとまった長さのある仮名文が確認できるのは、⑩「玉陵の碑文」・⑭「真珠湊の碑文」・⑲「かたのはなの碑文」・⑳「添継御門の南の碑文」・㉒「やらさもりくすくの碑文」・㉔「浦添城の前の碑文」のみである。作成年代としては、尚巴志の時代に一点が作成されているが、その他は全て第二尚氏王統時代のものである。これは、尚真王の治世に首里王府による統治システムが安定し、中央集権的支配体制が構築されつつあったことと関係していると考えられる<sup>⑫</sup>。また、十五世紀には主に漢文で碑文が記されているが、十六世紀に入ると仮名碑文が作成されるようになることが分かる。その後、ヤマトからの影響が格段に強くなる近世琉球期においては、碑文や辞令書の用字は漢字に変化していく<sup>⑬</sup>。

本章では、表面を仮名文・裏面を漢文で記した「かたのはなの碑文」（二五四三年）を取り上げ、漢文では何が記され、仮名文では何が記されるのか検討する。なお、仮名文・漢文を表裏に用いたより古い用例として、⑯⑰の崇元寺前の碑文があるが、これは門前での下馬を命じる短文であるため、まとまった文章量のある「かたのはなの碑文」を用いる。

首里には、弁が嶽と呼ばれる丘陵がある。弁が嶽は国王の祈願所（御嶽<sup>うたまき</sup>）でもあり、久高島・斎場御嶽を遙拝する

【表1】古琉球期主要碑文一覧

	碑名	制作年			表記	起草者
		元号	国王	西暦		
1	安国山樹華木碑	宣徳2	尚巴志	1427	漢文	安陽澹菴
2	小祿墓石棺銘	弘治7	尚真	1495	仮名	
3	万歳嶺記	弘治10	尚真	1497	漢文	樗不村
4	官松嶺記	弘治10	尚真	1497	漢文	種桂(円覚寺)
5	円覚禪寺記 (荒神堂の南の碑文)	弘治10	尚真	1497	漢文	周雍(天界寺)
6	国王頌徳碑 (荒神堂の北の碑文)	弘治11	尚真	1498	漢文	程璉・鄭玖(正議大夫)、梁能・蔡賓 (長史)、陳義(通事)
7	円覚寺山門前の石橋欄干の銘	弘治11	尚真	1498	漢文	長史梁能・通事陳義
8	サシカヘシ松尾の碑文	弘治14	尚真	1501	漢文	種桂
9	円覚寺松尾の碑文	弘治14	尚真	1501	漢文	種桂
10	玉陵の碑文	弘治14	尚真	1501	仮名	
11	百浦添欄干之銘	正徳4	尚真	1509	漢文	
12	園比屋御嶽の額	正徳14	尚真	1519	仮名(一文)	
13	国王頌徳碑 (石門の東の碑文)	嘉靖元	尚真	1522	仮名(一文) 漢文	仙岩(円覚寺)
14	真珠湊の碑文 (石門の西の碑文)	嘉靖元	尚真	1522	仮名	マカネタル・マウシカネ・タルカネ モイ(三司官)
15	識名澤祇王冢墓の銘	嘉靖4	尚真	1525	漢文	瑞興(天王寺)
16	崇元寺の前東の碑文	嘉靖6	尚真	1527	漢文(表) 仮名(裏)	
17	崇元寺の前西の碑文	嘉靖6	尚真	1527	漢文(表) 仮名(裏)	
18	タカラクチ一翁寧公墓之碑文	嘉靖10	尚清	1539	漢文	奂龍雲(円覚寺)
19	かたのはなの碑文 (国王頌徳碑)	嘉靖22	尚清	1543	仮名(表) 漢文(裏)	[表]マフトカネ・イヌタルカネ・マ イクサカネ(三司官)、マゴラ(奉行) [裏]檀溪(日本南禅寺・琉球円覚寺)
20	浜継御門の北の碑文	嘉靖25	尚清	1546	漢文	塩大良加禰・何毎太良・塩太郎加禰 (三司)、思五良・麻左介・麻太郎(奉 行)、檀溪(扶桑南禅寺・琉球円覚寺)
21	添継御門の南の碑文	嘉靖25	尚清	1546	仮名	シフトタルカネ・タルカネ・シフトル カネ(三司官)、マゴラ・マサカヒ・ マミチ(奉行)
22	やらさもりくすくの碑文	嘉靖33	尚清	1554	仮名	マイクサ・マトク・マウシ(三司 官)、マフトウ(奉行)
23	君誇の欄干の記	嘉靖41	尚元	1562	漢文	観鑑(円覚寺)
24	浦添城の前の碑文	万暦25	尚寧	1597	仮名(表) 漢文(裏)	[表]マゴラ・マウシ・マタル(三司 官)、マタル・マタル(奉行) [裏]思五郎・真牛金・太郎金(三司 官)、太郎金(大奉行)、太郎金(本奉 行)、菊隠(円覚寺)
25	広徳寺浦添親方塚碑	万暦25	尚寧	1597	仮名(一文) 漢文	孝女子

塚田清策『琉球国碑文記』(啓学出版、1970年)  
 沖縄県教育庁文化課編『金石文 歴史資料調査報告書5』(沖縄県教育委員会、1985年)より作成

大嶽・小嶽が存在する。「かたのはなの碑文」は、この弁が嶽への参道を整備した国王尚清の功績を称えるもので、建てられた土地（かたのはな）にちなんで称される。ま  
ず、意味がとりやすい裏面の漢文を以下に示す。

大琉球国中山王尚清、自從／舜天降来、二十一代之王  
孫、天賜聖号、為天下王、自然神聖、通達古今、睿智  
聰敏、視德惟明、生知法、或一似華動風雨、晦明無不  
順從、并包畜養、無異細龜、億載万年、有富無貧、太  
平之期、適当今辰、天長地久、呼万歲三矣、爰有峨々  
高峯、冠于諸峯、号冕嶽、其嶺茂樹叢生、其枝葉婆娑  
然、類翠鳳張翬、是乃神仙來賁降遊之靈地也、然則上  
自／国王大臣公卿大夫、下至道俗尊卑男女貴賤、如泰  
山北斗、瞻之仰之、晨夕肅詣、瀝丹精、致敬信、或獻  
花、或燒香、曰福、曰壽、曰官、曰祿、靡願而不成、  
莫感而不彰矣、其嶽麓有高低屈曲長路、早則路背圯折  
而跋前蹶後、衆人往還、不輕利、馬牛驅、難拳蹄、兩  
則泥濘深厚、而躡天跼地、老幼來復、不自由、燕雀語  
如笑人也、由是／国王勅教公卿大夫大臣百官庶人等甃  
小石修路、植稚松蔭涼、各々欽奉勅宣、勦力同心、穿  
鑿地破裂石、分得林栽培松、無朝無暮、忙經始之、豁  
開一路、擲下千金、路無凹凸、無狹小坦平也、松鳴涼  
風鳴玉琴貞秀也、人々往還、嬉戲遊樂無極也、其文

古琉球期の仮名碑文に関する一考察

曰、邦畿千里、聖躬万歳、甃石修路、記太平世、植松  
蔭涼、仰漢武帝、遠天大願、比海弘誓、琢詞斯石、繼  
慶末裔、

大明嘉靖二十二年龍集癸卯八月仲浣、大吉日建立

日本南禅琉球円覚精舎釈檀溪老衲全叢謹撰

記されている内容は、以下の通りである。大琉球国中山  
王尚清は、舜天（初代国王）から二十一代目の王孫にし  
て、天から聖号を賜って天下王となった。天性は神聖にし  
て、古今のことに通じ、睿智聰敏、徳があり、生まれなが  
らに法を知り、華が風雨に香るようであった。晦明順從な  
らざる者はなく、あわせて畜養をかね、細粗を異にするこ  
とはなかった。億載万年、富はあり貧はなく、太平の期と  
は今この時である。天地長久、萬歳を三唱する。ここに、  
峨々たる高峯があり、諸峯を冠して弁が嶽と号する。その  
嶺には樹が生い茂り、枝葉は乱れて、緑に大鳥が翼を張つ  
ている。これすなわち、神仙がやって来て遊ぶ靈地であ  
る。そのため、国王・大臣・公卿・大夫から土地の男女ま  
で賁賤を問わず、泰山北斗のようにこれを仰ぎ見て、朝夕  
謹んで丹精をそそぎ、敬信している。或いは花を献じ、或  
いは香を焼いて拝む。福・寿・官・祿、願って叶わないも  
のはなく、感じてあらわれないものはない。

弁が嶽の麓には、高低・屈曲のある長路がある。日照り

になれば道が崩れて往還に不便で、牛馬が蹄を上げるのが難しい。雨が降れば泥濘が深くなり、老幼の往来が自由にできなくなる。燕雀が人を笑っているようだ。これによって、国王が勅命し、公卿・大夫・大臣・百官・庶人らに小石を積んで道を修復させ、松を植えて木陰を造らせた。各々が謹んで勅命を奉じ、力を尽くして心を合わせ、地を穿ち石を割って、林を作って松を栽培した。朝となく夜となく忙しく作業をし、一路を拓いた。千金を費やし、道には凹凸や狭いところはなく、平らである。松が涼風に鳴り、玉琴の音色のようで秀でている。人々は道を往還し、嬉しさに戯れて、遊樂すること極まりない。その文に曰く、「邦畿千里、聖躬万歳、石を斲み路を修し、太平の世を記す、松を植え蔭涼し、漢武帝を仰ぎ、遠天大願、海の弘誓に比す、詞を斯の石に琢り、慶て末裔に継ぐ」とのことである。

最後の行にある通り、この銘文を起草したのは、京都南禅寺から琉球円覚寺にやってきた禅僧檀溪であった。円覚寺は琉球における臨済宗の総本山で、第二尚氏王統の菩提寺でもある。【表一】を参照すると、禅僧が漢碑文の起草者となっている例が多いことが確認できる。日本から渡来した禅僧は、対日関係のブレインとして、外交において重要な役割を果たしていた。一例を挙げれば、大内政弘は、

一四八八年二月十三日付で、「琉球国世主」(琉球国王)と「天開寺」(天界寺カ)に宛てて書状を出している。また、一五二七年に大内義興が遣明船派遣の特権について琉球側に述べた書状にも、天界寺の名前が確認できる。<sup>16)</sup> 天界寺は、京都生まれの禅僧溪隱が渡琉し、尚泰久の治世に創建したもので、円覚寺・天王寺とともに琉球の三大寺院に数えられる。

対日外交の窓口以外に禅僧が果たした役割としては、琉球国内における仮名文字の教授が挙げられる。一五三四年に琉球に渡来した冊封使陳侃は冊封使録の中で、費信が著した旅行記『星槎勝覧』を引用し、琉球の文字学習について「陪臣子弟与凡民之俊秀者、则令習読中国書、以儲他日長史・通事之用、其余、但從倭僧学書番字而已」と述べている。役人の子弟と、庶民の優秀な者は中国書(漢文)を習って、長史・通事の役に備えるが、そのほかの者は和僧に「番字」(仮名)を習うのみであった。

長史は久米村の役職の一つで、朝貢使節とともに北京まで同行する役割を担った。通事は通訳官で、こちらも久米村の役職である。そのため、漢文を習得する必要があるのは主として久米村人であり、その他多くの王府役人や民衆は仮名を用いていたこと、仮名を教えるのは「倭僧」であったことが分かる。日本とのつながりを持ち、仮名を教



える役割も果たしていた禅僧達が、漢碑文の起草を担当しているのである。

「かたのはなの碑文」を要約すれば、国王尚清を称え、弁が嶽とは何かを説明し、そこに至るまでの道が荒れて険しいため、勅命により道造りが命じられたこと、人々が力を合わせて道を作ったこと、造宮の後の民衆の喜びなどが述べられている。最後に、「其文曰」として、碑文の内容をまとめた漢詩が記されている。古琉球期においては、国王の主導による仏教の受け入れも行われていた。<sup>(17)</sup>「かたのはなの碑文」の漢文では、弁が岳には「神仙」が来るとされており、仏はそこに含まれていない。人々の熱心な信仰の様子を描写するなど、聖地としての重要性は強調するものの、仏教の靈地であるという認識は見られない。また、国王の命を受けて道造りを行った琉球の人々について、「公卿・大夫・大臣・百官・庶人」と説明していることも指摘しておきたい。

## 第二節 仮名碑文の特徴

次に、漢字仮名交じり文で作成された「かたのはなの碑文」表面の仮名文の内容を検討してゆく。<sup>(18)</sup>

首里天の御ミ事をかミ申、みちつくり、まつうへ申候ひのもん／大りうきう国中山王尚清ハ、そんとん

古琉球期の仮名碑文に関する一考察

よりこのかた二十一代の王の御くらひをつぎめしよわちへ、天より王の御なをは、天つぎ王にせと、さづけめしよわちへ、御いわひ事がぎりなし、王がなしハ、むまれながらむかしいまの事をさとりめしよわちへ、天下をおさめめしよわる事、むかしもろこしいわう、ぎょうしゅんの御代にいたり、しかれば、御たかべめしよわるもありあり、だよりよりひがしにありて、べん弁の織のたけといふ、これハ／きこゑ大きみ、きミ／、かミほとけの御あそびめしよわるところ、あめふる時ハ、どろつちふかさあるげに、国王の御ミ事に、ミちをつくり、まつをうへれとの御ミ事をがミ、くにぐのあんじべ、あすたべ、大やくもいた、里主べ、けらへあくかべ、こころ一にあわせ、ちからをそろへ、いしをはめ、まつをうへれば、ミちハきよらく、まつハすゞし、一すじのミちに千りやうの金を、人々ミおぼげにあひ申候、されば、嘉靖二十二年ミつとのう、六月二十四日、ひのとのとりのへに、きこゑ大きみ、きミ／のれれめしよわちへ／天つぎ王にせのあんじをそひがなし、ミ御ミつかひめしよわちへ、あまこ、あわしめしよわちへ、御ほこりめしよわちや事、おもひくわべ、くにぐのあんじべ、あすたべ、大やくもいた、里主べ、けらへあくかべ、そろ

てミはいをがミ申候、おひ人、わか人、めども、わらべにいたるまで、よるもひるも御たかべし申候、ねかひ事かなひ、よるこび、たのしむ事かきりなし

大明嘉靖二十二年、ミつのとのお八月大吉日

世あすたべ三人／大(大里)さとの大やくもい、まふとかね(當寿次)／きす、の大やくもい、いぬたるかね／ミ(當平)や平の大やくもい、まいくさかね

奉行一人／花(花城)くすくの大やくもい、ま五ら

内容は、以下の通りである。

大琉球国中山王尚清は、尊(尊)悖(尊悖)（舜天の別名）から数えて

二十一代目の王の御位を継ぎ、天より王の御名を「天(てん)継王(つぎおう)仁世」と授けられて、祝い(こ)とは限りない。「王がなし」

は生まれながらにして昔今の事を悟っており、治世は昔の唐土の帝王堯・舜の御代に似ている。「かなし」は、愛しい・敬愛するという意味の敬称接尾語である。<sup>19)</sup>内裏(首里城)から東に、弁が嶽という場所があり、そこは聞得大君・君々・神仏がお遊びになるところである。聞得大君は、琉球王国時代における最上位の神女の称号であり、君々も祝女達を指す。ここに至るまでの道は、雨が降るときは泥土が深くなり、難儀であるため、道を造り、松を植えよとの国王の「おたかべ」があった。漢字にすると「お崇べ」で、祈願のための祝詞のようなものである。<sup>20)</sup>

勅命を受けた国々の按司部・あすたべ・大屋子もい達（「もい」は敬称接尾語）・里主部・家来赤頭は心一つに合わせ、力を揃え、石をはめ松を植えた。「べ（部）」は集団を指す接尾語である。<sup>21)</sup>按司は上級官人を意味するが、ここでは長老級の役人を指す「あすたべ」よりも前に挙げられていることから、王家につながる貴族を指しているのかもしれない。大屋子もい・里主・家来赤頭は、いずれも役人の階層をあらわしている。漢碑文では、国王の勅命を受けたのは「公卿・大夫・大臣・百官・庶人等」とされており、按司部＝公卿、あすたべ＝大夫、大屋子もい＝大臣、里主部・家来赤頭＝百官、というように対応するものと考えられる。

この工事により、道は清らかに、松は涼しくなった。一筋の道に千両の金を費やし、人々は「みおぼげ」（恩賞）を受けた。嘉靖二十二年六月二四日、聞得大君・君々が首里から下つてきて、尚清王のお使いをなされ、目と目を見合わせ、誇らしさを御祝いされた。これを、思子部（国王の子供たち）や国々の按司部・あすたべ・大屋子もい達・里主部・家来赤頭に至るまでが揃って拝んだ。老若男女が夜も昼もお祈りし、願い事が叶い、喜び楽しむことは限りなかった。最後に、完成の年月日と作成者名が記される。漢碑文では最後に漢詩が記されていたが、こちらにはそれ



に相当する文章はない。

あくまで国王個人の資質を称えていた漢碑文の内容に対して、仮名文では、尚清の治世を中国の伝説的な皇帝である堯・舜の時代に例えている。また、国王の願意によって工事が行われたこと、人々が懸命に働いたこと、恩賞が与えられたこと、老若男女が工事の完成を喜んだことなどが記され、為政者としての尚清の善政を強調するニュアンスが看取される。また、碑文の設立日は漢文も仮名文も同様に嘉靖二十二年八月であるが、仮名文の方では、六月二十四日に道が完成し、祝女や人々が揃って祝賀がなされたことが記される。仮名碑文では、国王の善政・完成の日取りなど、対内的に重要となる情報を重視して伝えていることが分かる。

碑文の作成者という点においても、この傾向は確認できる。起草者のみが記されていた漢文とは異なり、仮名文では当時の為政者と工事の責任者が並んで記されている。この碑文を作成したのは、「世あすたべ(三司官)」である大里の大屋子もい(マフトカネ)・宜寿次の大屋子もい(イヌタルカネ)・宮平の大屋子もい(マイクサカネ)、及び奉行である花城の大屋子もい(マゴラ)である。三司官は王府の中核を担う最高官職であり、琉球人が任じられる「土官」であった<sup>23)</sup>。同時代史料が少ないという制約もあり、こ

れまで三司官らの人物比定や人名表記の方法に関する分析は十分になされてこなかった。本稿では、近世琉球期の史料も参照しつつ、考察を試みる。

琉球人の名前は、<sup>ワラシヤ</sup>童名と呼ばれる種類の名前で記されている。童名は戸籍上の名前とは異なる称呼で、国王から一般民衆に至るまで付けられる<sup>24)</sup>。役人達の肩書きは、「〇〇の大屋子もい」と記されている。古琉球期においては、いづれかの土地に里主所を与えられると、その土地の名前を冠して、「〇〇の大屋子もい」と名乗るようになり、<sup>25)</sup>辞令書にもそのように記載される。里主所は、王府が給与した「職田」(給地)の古琉球時代の呼称である<sup>26)</sup>。そのため、三司官たちは大里・宜寿次・宮平に、奉行は花城に里主所を所有していたと考えられる。三司官らの名前は(里主所の名称+位階名(大屋子もい))および童名で記されていた。「大屋子もい」「里主部」「家来赤頭」などは、古琉球期辞令書に頻出する肩書きである。

近世琉球期に編纂された蔡温本『中山世譜』(一七二五年)には、各王の治世に在職した三司官の名前が列記されている。尚清王時代の該当部分から、マフトカネ・イヌタルカネ・マイクサカネそれぞれに相当すると考えられる人名を探すと、「麻勃都」「殷達留」「真伊久佐」が確認できる。「麻勃都」については「真玉法司、亦有麻勃都者、是

兩人而非一人」と付記されている。「真玉法司」が役職名だとすると詳細は不明だが、「麻勃都」という名前は同じ蔡温本『中山世譜』の中では、尚清の先代尚真王時代の法司（三司官）としてしか確認できない。そのため、尚真王時代の三司官と同一人物ではないか、と述べられているものと考えられる。ただし、尚真王の項を見ても、「麻勃都」個人については「裔孫不存」という情報しか記されていないので、この人物の詳細は不明である。「殷達留」は、文字通りに読めば音が近いイヌタルカネに相当すると考えられるが、「任職返職年月不詳」とされ、詳しくは分からない。「真伊久佐」は、「称官平大屋子森、見于嘉靖二十二年癸卯嘉田之花碑記、其裔孫不存」とあり、官平大屋子もいとしてかたのはなの碑に名前が確認できるという点は、確認できる。ただし、彼も子孫不在とされている。奉行・花城の大屋子もいについては、比定できる史料がない。

漢碑文・仮名碑文には細部に違いはあるものの、ほぼ同一の内容を記しているため、表裏の文章は協議の上で作成されたと考えられる。しかし、国王の勅命を受けた対象が「公卿・大夫・大臣・百官・庶人等」、あるいは「国々の按司部・あすたべ・大屋子もいた・里主部・家来赤頭」と記されているように、対応する言葉であつても、使用される名詞が漢語・琉球語において異なっている。仮名文には、

国王の勅命を意味する「御ミ事」という言葉が登場しているが、これは辞令書にも必ず記載される言葉である。辞令書は、首里王府が発給する公的な文書であり、琉球国内において一般的に使用されていたのは、仮名文字ベースの言葉であつたことが再確認できる。さらに踏み込めば、国王の勅命を正確に記するため、仮名が選ばれている可能性が想定される。

## 第二章 仮名文字による碑文の検討

### 第一節 仮名碑文における人名表記

本章では、仮名のみを用いて記された碑文の内容を検討する。仮名を用いて作成された琉球最古の碑文は、「玉陵の碑文」である。第二尚氏王統の陵墓である玉陵の前庭に一五〇一年に建てられたもので、玉陵に葬られるべき王族の範囲を示している。以下に、碑文を引用する。

首里おきやかもひかなし、まあかとたる、しよりの御ミ事、い上九人／御一人よそひおとんの大あんし、おきやか／御一人き（開得大君）こゑ大きみのあんし、おとちの（中城）の（今帰仁）もいかね／御一人さすかさのあんし、まなへたる／御一人中くすくのあんし、まにきよたる／御一人みやきせん（懸光）のあんし、まもたいかね／御一人こゑくの

あんし、まさふろかね／御一人きんのあんし、まさふろかね／御一人とよみくすく(金武)のあんし、おもひふたかね／この御すゑは、千年万年にいたるまで、このところにおさまるべし、もしのちにあらそふ人あらば、このすみ見るべし、このかきつけそむく人あらば、てんにあをぎ、ちにふしてたたるべし／大明弘治十四年九月大吉日

まず、この碑文の内容が国王尚真の勅命であることが明記される。尚田王妃(オキヤカ)・尚田長女(オトチトノモイカネ)・尚真長女(マナヘタル)・尚清(尚真第五子)・尚真第三子(マモタイカネ)・尚真第四子(マサフロカネ)・尚真第六子(マサフロカネ)・尚真第七子(オモヒフタカネ)の名前が列挙され、これに尚真を加えた九人の子孫が、玉陵に埋葬される。後世に埋葬者についてその是非を争うことがあれば、この碑文を見るように、と記している。王族の名前は、童名を用いて仮名で記されている。

「聞得大君」「佐司笠」は、祝女の役職名である。琉球においては、女性の兄弟(自らの姉妹)が男性兄弟を靈的に守護するというおなり神信仰が存在した。祝女は、そのおなり神信仰と深く結節した存在であり、国王を靈的に守護する王族の女性が、祝女の最高位である聞得大君に任じられた。オトチトノモイカネ・マナヘタルは、祝女としての

肩書きに按司号を付けて称されている。按司は王后や王女など、女性にも用いられる称号であった。他の人々は、居住する土地(尚真王妃オギヤカの場合は世添御殿)に按司号を付して記されている。これは、先述した三司官の場合と同様に、給地と按司号をあわせて呼称するシステムに則っている。

地名や、「世添御殿」「佐司笠」「按司」などは漢字表記することが可能であるはずだが、全て仮名を用いて記されている。また、ここに記された尚真の意向に背く者があらわれた場合、「このすみ」を見るようにと書かれている。「墨」は「墨ぬ文字」など、文字通りの墨の意味として用いられるほか、「墨習ひ」など、学問を意味する言葉としても用いられる。<sup>(28)</sup>この碑文の内容から、記された文章を「すみ(墨)」と表記する用例もあることが確認できる。

## 第二節 祝女によるみせぜる

「玉陵の碑文」に次いで古い仮名文字の碑文は、「真珠湊の碑文」(二五二二年)である。これは、真珠道・真珠橋を建造した際のことを記したもので、本来は真珠道の入り口であった守札門裏に建立されていたが、沖繩戦で破壊されて現存しない。<sup>(29)</sup>

首里の王、おぎやかもいがなし天のミ御ミ事に、

ま玉(真珠湊)などのミちつくり、はしわたし申候時の、ひの  
 もん、嘉靖元年、ミづのへむまのとし、四月九日、き  
 のとのとりのへに、きこゑ大きミ、きみくゝの、おれ  
 めしよわちへ、まうはらいの時に、御せゝるたまわ  
 り申候、とよミもり・おくのミよ、くもことまりに  
 よそいもり、ま玉はし、く(奥の海)にのまたや、わたしよわ  
 ちへ、つかしよわちへ、だしきやくぎつさしよわち  
 へ、あさかがねとどめわちへ、ミしまよねん、ミくに  
 よねん、てて、御ゆわいめしよわちや事、千人のさと  
 ぬしべ、あくかべそろて御はい、おがミ申候、このは  
 しは、くにのあんじ・げすのため、又世の御さうぜ  
 のために、ねだてひかわ、又とよミくすく、此ぐす  
 くと、ミづのかくごのために、一ばんのさとぬしべ・  
 あくかべ・はへばら(南風原)・しまおそい大さと(豊見城)・ちへねん・  
 さしきわ(佐敷)、ま玉ばしおわたり、下しまじり(下島尻)ともに、  
 かきのはなぢにせいぞろい、天三十三天、地は十八天  
 あかめたてまつり候て、三百人そうたち、はしくやう  
 の御ゆわい申候、此すミのことはハ、三人の世あすた  
 べ／まかねたる・くにかミの大いやくもい／まうしか  
 ね・かうちの大いやくもい／たるかねもい・たくし(澤紙)の  
 大いやくもい

この碑文は、尚真王の勅命により、真珠湊に道を造り、

橋を渡したときのものである。嘉靖元年（一五二二）四  
 月九日の「毛はらい」（地鎮祭）の際、聞得大君や君々が  
 首里から下り、みせぜるを賜った。「おれ」は、首里から  
 下ることである。以降も文中に頻出する「めしよわちへ」  
 は、「召す」に「ある」「いる」という意味の尊敬の補助動  
 詞「おはる」が付いた形（召しおはる）で、「する」の尊  
 敬語にあたる。みせぜるは祝詞の一種で、神々が人々に告  
 げる神託の言葉である。

碑文の中には、みせぜるがそのまま引用されている（傍  
 線部）。「豊見森・奥の海よ、雲子泊に世添森、真珠橋は国  
 のまた（要害）である、渡せ、築け、だしきや釘（聖木ダ  
 シカで作った釘）を突き刺せ、アザカ・ゲン（神女の採り  
 物である植物）を差し止めよ、島の豊年・国家安泰（を願  
 う）」という内容である。「てて」は、「とて」を意味す  
 る助詞であるため、この直前までがみせぜるの内容であ  
 る。本文が碑文に刻まれることには、みせぜるの持つ呪的  
 な効果を發揮する意味があるものと考えられる。

この祝賀の際には、多数の里主部・赤頭が揃って御拝を  
 した。この橋は、国の按司・下司のため、国王の「御さう  
 ぜ」（思し召し）のため、根立樋川と豊見城の水の格護の  
 ために造られた。一番の里主部・赤頭、南風原・島尻大  
 里・知念・佐敷間切の者は真珠橋を渡り、下島尻間切の者

とともに垣花に勢揃いし、天三十三天、地十八天を崇め奉り、三百人の僧達が橋供養の御祝いをした。首里王府には、諸官を三つの日番に編成し、それぞれの番が三交代で出仕する三番出仕制度という勤務制度が存在した。「一番」は、この三番の内の一番を意味すると考えられる。

この碑文の内容から、祝女による地鎮祭だけでなく、僧侶による祈祷も行われていたことが確認できる。「崇元寺の前東の碑文」(一五二七年)及び「崇元寺の前西の碑文」(一五二七年)には、「但官員人等至此下馬(表面)／あんしもくすもくまにてむまからおれるへし(裏面、按司も下司もくまにて馬から下れるへし)」記されている。崇元寺門前での下馬を、琉球の役人達に命じる内容である。このことから、古琉球期においては、寺社に相応の敬意が払われていたことが分かる。しかし、みせぜるの本文が引用されているのに対して、僧達が天を祀り供養を行ったという表現に留まっていることを考え合わせると、古琉球社会においては仏教思想より、祝女に象徴される琉球固有の信仰が重んじられていたことが想定される。

また、この碑文を起草したのは三人の「世あすたべ」(三司官)である国頭の大屋子もい(マカネタル)・幸地の大屋子もい(マウシカネ)・澤岬の大屋子もい(タルカネモイ)であった。ここでも、三司官の肩書きは(土地名+

大屋子もい)で、名前は童名で記されている。

他の仮名碑文である「やらさもりくすくの碑文」(一五五四年)・「浦添城の前の碑文」(一五九七年)においても、碑文の構成内容は同様で、冒頭で国王が顕彰され、国王の思し召しによつて事業が進められたことが述べられ、祝女によるみせぜるが引用され、工事の完成を人々が喜び、僧侶による祈祷が行われたことが述べられている。みせぜるが引用されることの背後には、発された言葉を正確に記すことを重視する社会的慣習がうかがわれる。祝詞が文中に織り込まれることは、国の安全や豊年を願うための呪的な側面が想定される。次章では、こうした内容を仮名で記す意味について、考えてゆきたい。

### 第三章 仮名文字の持つ意味

#### 第一節 国王の対内的権威の表象

本章では、首里城を取り巻く石垣の一部が整備されたことを記した「添継御門の南の碑文」(一五四六年)を見ていく。<sup>31)</sup>「かたのはなの碑文」のように、表裏に彫られている訳ではないが、「添継御門の南の碑文」にはほぼ同一の内容を漢文で記した「添継御門の北の碑文」(一五四六年)がある。以下は、「添継御門の南の碑文」である。

首里の王、天つき王、にせのあんしおそいかなし天の  
 ミ御ミ事に、すゑつぎの御ちやう御石かき、つみ申候  
 時のひのもん／首里天つきのあんしおそいかなし天の  
 ミ御ミ事、御くすくの御石かき、きよらさ、ちよさあ  
 れとも、御くすくのこしあて、はへおもての、ひとへ  
 にありたるけに、首里の御世の御さうせめしよわち  
 へ、御石かきつませてて、ミ御ミ事をかミ候て、く  
 にくのあんしへ、ミはんの大やくもいた、里ぬし  
 へ、けらへあくかへ、こくより上下、又おくとり  
 上、ミやこ、やへまのおゑか人、大小の人々そろて、  
 御石かきつみ申候、御石かきのねたてのふかさハ二ひ  
 ろ、あつさハ五ひろ、たけハ十ひろ、なけハ二百三十  
 ひろにつみ見ちへて、御くうともものけらへ申候、嘉靖  
 二十五年ひのへむまの年八月一日ミつのとりの  
 へに／きこゑ大きみ、きミくのをれめしよわちへ、  
 まうはらへの時に御せゝる御たふひめしよわちへ、  
 首里もり、またまもり、けらへて、くもこたけ、世つ  
 きたけ、おりあけわちへ、つみあけわちへ、世のこし  
 あて、あをりやたけ、おりあけわちへ、つみあけわち  
 へ、すゑつぎのミ物、いちやちや、けらへわちへ、御  
 ゆわいめしよわちへ、御おもしろ、御たふいめしよわち  
 や事、おもひくわへ、くに／＼のあんじへ、大やくも

いた、里主べ、けらへあくかへ、こくより上下、おく  
 とより上、ミやこやへまのおゑか人、しまともに、ミ  
 はいをかみ申候、又九月三日、ひのとのミのへに、に  
 るやの大ぬし、きみくの御のふりめしよわちへ、首  
 里天つきのあんしおそひかなし、ミ御ミつか井、めし  
 よわちへ、御ゆわひめしよわちへ、御おもしろ御たふい  
 めしよわちや事、そろて、ミはいおかみ申候、又ちや  
 うらら、そうたちそろて、御石かきの御くやうの御ゆ  
 わひ申候、この御石かきつみ申候あひたハ、日々  
 のミ御ふけハかすしらす、月々におゑかをかみ申候、みは  
 いハ／首里天つきのあんしおそひかなし天の、とも、  
 と、とひやくさと、ミはいをかみ申候、

嘉靖二十五年ひのへむま十二月三十日に、しるし申  
 候、

世あすたへ三人／かなはの大やくもい、しふたるか  
 ね／かうちの大やくもい、たるかね／くにかみの大  
 やくもい、しふたるかね

奉行三人／しやなの里主、ま五ら／花くすくの里  
 主、まさかひ／まふにの里主、まひち

尚清（首里の王、天継王、仁世の按司襲いかなし天）の  
 勅命により、首里城の石垣を積んだときの碑文である。首  
 里城の石垣は美しく、強いが、城の腰当て（抛り所）であ



る南風表の石垣は一重である。尚清王の思し召しにより、石垣を積ませよとの勅命があった。その勅命を拝み、国々の按司部・三番の大屋子もい達・里主部・家来赤頭・「こく」より上下、また奥渡より上、宮古・八重山のオエカ人、大小の人々が揃って石垣を積んだ。国々の按司部・里主部・家来赤頭は、先述した碑文にも登場した。三番は、三番出仕制度に組み込まれた首里王府の役人たちを指すと考えられる。

「こくより上下」は未詳であるが、奥渡は沖の海の意味であり、「奥渡より上」で沖縄本島より北方の島々を指す。さらに宮古・八重山からも人が集まったと述べられている。同じ尚清の勅命によって行われた弁が嶽の道整備と比べると、首里王府の版図にある全地域から、人が動員されていることが分かる。国王の居城である首里城の石垣の普請であるため、国王の権威と支配力を可視的に示すためにも、周縁地域を含めた琉球王国全体から労働力が集められたものである。奄美大島地方は、第一尚氏王統時代に首里王府の版図に組み込まれているが、石垣島・宮古島地方が王府の支配下に入ったのは、オヤケ・アカハチの乱が平定された一五〇〇年以降である。このことは、尚真の事績を顕彰する「百浦添欄干之銘」にも記されている。

石垣の根立の深さは二尋、厚さは五尋、高さは十尋、長

さは二百三十尋に渡る。嘉靖二十五年（一五四六）八月一日に聞得大君・君々がお出でになり、毛払い（地鎮祭）の際にみせざるを賜った。その内容は、「首里森・真珠森を築いて、雲子嶽・世継嶽を織り上げて、積み上げて、世の腰当てであるあおりやたけを織り上げて、積み上げた。美しい石垣を築いたことを御祝いする」というものである。

一同は揃って拝み、長老達・僧達が揃って石垣の供養のための御祝いをした。石垣を積んでいる間、日々の褒美は数知れず、オエカたちは尚清の治世が長く続くことを祈んだ。嘉靖二十五年十二月二十日にこれを記す。作成者は、三司官である我那覇の大屋子もい（シフタルカネ）・河内の大屋子もい（タルカネ）・国頭の大屋子もい（シフタルカネ）、奉行である謝名の里主（マゴラ）・花城の里主（マサカヒ）・摩文仁の里主（マヒチ）である。

国王の勅命であることを明記する、みせざるを引用する、僧達による祝賀の供養に言及するなど、文章の組み立て方は他の碑文と共通している。

## 第二節 仮名表記と漢語

第一節で検討した「添継御門の南の碑文」と対応する「添継御門北の碑文」は、漢文で作成されている。内容は同様で、道の往来が困難であったため、国王の「綸旨」に

よって石垣作りが命じられたこと、老若男女が工事の完成を喜んでいる様子、嘉靖二十五年の八月吉日に石碑が建立されたことなどが記される。石碑の完成は、「添継御門の北の碑文」の方が早かったことが分かる。

その一方で、異なる点も確認できる。まず、工事の際に国王の子供や役人達のほか、「百姓凡民」が「不労遠近」（遠近をいとわず）、寒暑をいとわず、昼夜なく働いたことは記されるものの、労働力が動員された範囲は具体的には示されない。仮名文では、石垣島・宮古島や北の周縁地域からも労働力が集まったことが具体的に記され、国王の対内的な影響力・権威の強さを強調する文章になっていた。さらに、碑文の作成者は次のように記されている。

賀那巴大臣塩大良加禰 奢那主司思五良  
三司 河内大臣何每太良 奉行 花城主司麻左介

国上大臣塩太郎加禰 麻勃尼主司麻太郎

扶桑南禅・球陽円覚檀溪老衲全叢、謹記之

起草をしたのは、京都五山の南禅寺・琉球の円覚寺の僧侶である檀溪である。さらに、仮名碑文と同じく三司官と奉行たちの名前が挙げられている。ここでは、〈シフタルカネニ塩大良加禰〉（がなはニ賀那巴）のように、人名・地名が漢字表記に切りかえられている。注目したいのは、三司官の「大屋子もい」と「大臣」、奉行の「里主」

と「主司」が対応していることである。大臣や主司は漢語であるが、仮名文字の碑文の中でも「里主」は漢字表記されているため、漢文を作成するにあたって敢えて主司という語を選び直していることになる。仮名文字で記すときのルールと、漢文で記すときのルールが使い分けられていることがうかがわれる。

仮名書きの碑文は、禅僧によって起草された漢文とは異なり、三司官によって作成されていた。みせせるの内容は、仮名を用いて全体が引用される一方で僧侶たちによる儀式が行われたことは記されるものの、その詳細は語られず、祝女たちの祈りが詳細に記録されているのは異なる。

古琉球期において、国家的な祭祀に仏教が取り入れられ、国による保護を受けていたことは間違いないが、宗教的拠り所として果たす役割は、祝女組織の果たすそれと比べると圧倒的に低いことが分かる。祝女は王府から発給される辞令書によって職や任地を定められるが、禅僧達は辞令書を発給される対象ではなかった。禅僧は対日関係のブレインとして外交に大きく寄与し、王家の菩提寺が建立されるなど、強い影響力を持つ一方で、国家によって任命・統制される存在ではなかった。換言すれば、国王を支え、国王が統制する国家的機構の内部に、仏教信仰は組み入れられていなかったと考えられる。禅僧による漢文よりも、

仮名文で記された内容の方が、国家機構との関わりが深かったと言えるだろう。首里語を表記しやすいから仮名を用いるというより、国王の勅命やみせざるに代表される首里語をそのまま記することに意味があるため、仮名文字を選択したものと考えられる。

## おわりに

本稿では、古琉球期における仮名碑文について考察を行ってきた。

古琉球期作成の碑文には、漢文と仮名文が存在する。仮名碑文には、「首里の御み事」という文言のほか、祝女によるみせざるが仮名で引用されていることが確認できる。作成者としては、三司官・奉行など、琉球人の名前があげられる。古琉球期の同時代史料である辞令書も、「しよりの御み事」という書き出しで始まり、発給対象者も「たまぐすくの大やこ（玉城の大屋子）<sup>(33)</sup>・「しもちの大しよりの大やこ（下地の大首里の大屋子）」のように〈与えられた土地の名＋位階名（大屋子もい）〉という形で表記される。ただし、名前そのものは、仮名を用いて童名で表記される。一方漢碑文は、禅僧の手になるものが多い。古琉球における禅僧は対日関係のブレインとして働くほか、仮名文

字の読み書きを琉球人に教える役割を果たしていた。禅僧達は、役人や祝女とは異なり、辞令書を用いて統制される存在ではなかった。

琉球固有の名詞や単語を用いるのは仮名文の方であり、漢文では、漢語を選び直して用いている。辞令書や仮名碑文では、勅命やみせざるなど、発された言葉を、より正確に記すというスタンスが徹底されており、そのために、古琉球期には仮名文字が選択的に使用されていたと言える。仮名碑文を表面に、漢碑文を裏面に配置する碑文の作り方も、それを端的に象徴している。自らの言葉である琉球語（首里方言）を用いて行政機構を統御していくため、琉球国内では仮名文字が用いられていたのである。

古琉球人にとつての中山王は、政治・宗教上のトップであった。明皇帝からの冊封によって与えられた「中山王」という号は、東アジア世界において琉球の位置づけを示す重要なものであるが、あくまで対外的な要素である。対外的な要素によって担保される権威は、国内機構が未成熟であった時期には重視された。しかし、中央集権的国家体制が形成されるに伴い、国王の権威も、国内を基準としたものにシフトしていったと考えられる。対内的に国王権威を称揚する要素として、国王顕彰碑やおもろ・みせざるがあり、こうした対内的な権威を示す資料は、仮名を用いて作

成されていた。

碑文を作成するのは中国的な文化であり、同時代の日本ではあまり確認できない。その一方で、碑文を作成するのに用いる仮名は、日本的な要素である。琉球の碑文は「すぐれて境界的な存在」であるが、琉球人が日中の要素を取り込んで仮名碑文を作成しているという点にこそ、国家の主体性を看取することができる。古琉球人が仮名文字を使用したのは、日本からの影響という側面には留まりきらない、主体的な選択によつてのことであると考えられる。仮名文字を使用して再現される国王や祝女の言葉は、古琉球の政治・宗教システム、すなわち国を運営していくための大きな枠組みと密接に関わり、不可分の関係を生じていたと言えるだろう。

註

- (1) 伊波普猷『古琉球』(沖繩公論社、一九一一年)に由来。  
日本史の時代区分の中世に相当する用語として琉球史研究で使用される。
- (2) 外間守善『沖繩の言語史』(法政大学出版局、一九七一年)、東恩納千鶴子『琉球における仮名文字の研究』(球陽堂書房、一九七三年)、多和田真一郎『碑文にみる沖繩語』(『琉球の方言』八号、一九八三年)など。近年では、タル

- タリーニ・シルビア「古琉球における文字の導入・使用について」(『桜美林論集』三六号、二〇〇九年)など。
- (3) 波照間永吉編『琉球の歴史と文化』(角川学芸出版、二〇〇七年)、吉成直樹・福寛美『琉球王国と倭寇―おもしろ語る歴史―』(森話社、二〇〇六年)、末次智『琉球の王権と神話―『おもしろさうし』の研究―』(第一書房、一九九五年)など。
- (4) 沖繩大百科事典刊行事務局編『沖繩大百科事典』(沖繩タイムス社、一九八三年)「おもしろ語」の項。
- (5) 高良倉吉『琉球王国の構造』(吉川弘文館、一九八七年)。
- (6) 註5高良著八六頁。
- (7) 註5高良著八七頁。
- (8) 安良城盛昭「沖繩史研究の諸問題(その1)」(同著『新・沖繩史論』沖繩タイムス社、一九八〇年)。
- (9) 塚田清策『琉球国碑文記』(啓学出版、一九七〇年)、同『文字から見た沖繩文化の史的研究』(錦正社、一九六八年)
- (10) 村井章介「真珠湊碑文に古琉球を読む」(同『境界史の構想』敬文社、二〇一四年)。二七二頁。
- (11) 高良倉吉「古琉球碑文に見る王国中枢の防衛体制」(『琉球アジア文化論集 琉球大学法文学部紀要』第二号、二〇一六年)、真喜志瑤子「中世沖繩の王府儀礼(キミテズリ百果報事)の意義」(『沖繩文化研究』第三四号、二〇〇八

年)、後田多敦「琉球国の最高女神官・聞得大君創設期の諸相」(『沖繩文化研究』第四〇号、二〇一四年)など。

(12) 拙著『古琉球期首里王府の研究』(校倉書房、二〇一四年)。

(13) 註10村井著二五七頁。

(14) 塚田清策『琉球国碑文記』九八頁。以下、引用資料内のスラッシュは改行を意味する。

(15) 佐伯弘次「大内氏と琉球」(岩崎宏之〔領域代表者〕編『文部省科学研究費補助金重点領域研究「沖繩の歴史情報研究」総括班研究成果報告書 平成六年度〜平成九年度』文部省科学研究費補助金重点領域研究「沖繩の歴史情報研究」事務局、一九九八年)五一六頁。

(16) 「大内氏実録土代 十」(東京大学史料編纂所所蔵)。

(17) 知名定寛「古琉球王国と仏教―尚泰久・尚徳・尚真の仏教政策を中心に―」(『南島史学』五六号、二〇〇〇年)

(18) 『琉球国碑文記』八六頁。

(19) 沖繩古語大辞典編集委員会編『沖繩古語大辞典』(角川書店、一九九五年)「かなし」の項参照。

(20) 『沖繩古語大辞典』「おたかべ」の項参照。

(21) 『沖繩古語大辞典』「べ」の項参照。

(22) 『沖繩大百科事典』「ウミングワビ」の項参照。

(23) 企画部市史編集室編『那覇市史資料篇 第一巻3 冊封古琉球期の仮名碑文に関する一考察

使録関係資料 原文編(那覇市役所、一九七七年)九頁。

(24) 『沖繩大百科事典』「童名」の項参照。

(25) 註12拙著。

(26) 註8安良城著一一〇頁。

(27) 『琉球国碑文記』七八頁。ここに記された被葬者は、尚真の子孫となる第二尚氏の王族達であるが、尚清が廢嫡した長子尚維衡とその母の一族は含まれていない。

(28) 『沖繩古語大辞典』「墨」の項参照。

(29) 『琉球国碑文記』八八頁。

(30) この「また」は未詳語であるが、仲原善忠は「まて」(要害)の誤りであるとし、外間守善は「また」(抛り所)とする。真珠橋を重要地点と見なす文意であるので、ここでは要害と訳した。『沖繩古語大辞典』「また」の項参照。

(31) 『琉球国碑文記』一〇二頁。

(32) 『琉球国碑文記』一〇二頁。

(33) 橋本雄「古琉球『辞令詔書』(辞令書)全文テキストデータベース」(『8―17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流―海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に―(下) 東京大学大学院人文社会系研究科、二〇〇四年)。折衷型および得分規程型辞令書一八号。

(34) 「古琉球『辞令詔書』(辞令書)全文テキストデータベース」折衷型および得分規程型辞令書二〇号。